

第2章 二国間・地域的な経済連携協定における 知的財産を巡る状況に関する調査

I. 近年の RTA における知財章の比較

1. はじめに

近年締結された主要国が関わる経済連携協定の多くに知財章が設けられており、10年以上前と比べると、知財章を含む経済連携協定の割合は確実に増えている。また、経済連携協定の知財章においては、多くの場合、TRIPS 協定を上回る規定（TRIPS プラスアプローチ）が存在し、知的財産の保護水準を高めるものとなっている。この点、経済連携協定の知財章に規定される TRIPS プラスの規定は、多くの協定で共通して規定される事項のほか、締約国の優先事項や国内事情が反映された事項、デジタル化等の技術の進歩などを踏まえた新たな規定が見られるなど、それぞれの協定に特徴がある。

したがって、多国間で締結する EPA/FTA 知的財産章における規律について、その内容を比較・分析することは、今後の我が国の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決 EPA/FTA の見直しを行うに際しても大変有益な情報となる。本調査においては、産業施策とも深く関連する、産業財産権（特許、意匠、商標、実用新案）、不正競争及びエンフォースメント（民事措置、国境措置、刑事措置）の規律に関して、近年締結された USMCA、日・EU EPA、EU・メルコスール協定、米中第一段階合意について分析し、その実態把握を目的として実施した。

2. 各 RTA における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメント等の概要

公開情報調査を実施した4の RTA（米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）、日・EU EPA、EU・メルコスール協定、米中第一段階合意）の知財章の概要は以下のとおりである。

（1）米国・メキシコ・カナダ協定（U.S.-Mexico-Canada Agreement : USMCA）¹

（a）協定の概要

本協定は、1994年1月1日に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）の加盟国が再交渉した結果であり、2017年8月16日から再交渉が開始され、2018年10月1日に正式に合意し、2018年11月30日にG20開催地のブエノスアイレスにて署名がされている。

しかし、その後の米国における批准プロセスにおいて、下院で多数派の民主党がバイオ医薬品に関する規定や労働規制などについて懸念を表明しトランプ政権に修正を要求した

¹ 米国通商代表部（United States Trade Representative : USTR）の HP 「USMCA」について
<https://ustr.gov/usmca>

ことにより、批准審議が停滞することとなった。その後、トランプ政権と民主党の協議の結果、トランプ政権が民主党に譲歩して、バイオ医薬に関する規定や労働規制等についての修正を受入れ、2019年12月10日にUSMCAの内容を一部修正する議定書に署名がされ、各国の批准プロセスが完了した結果、2020年7月1日にUSMCAは発効となった。なお、修正合意においては、知財章の規定も修正されており、具体的には、新規のバイオ医薬品に関するデータ保護期間は、当初は最低10年間とされていたものの、修正議定書ではバイオ医薬の規定そのものが削除されている。当該修正は、民主党が薬価の高騰を招くとして批判していたことによるものであるが、米国研究製薬工業協会（PhRMA）は当該修正について厳しく批判している。

(b) 産業財産権の規定

本協定の第20章に知的財産章が設けられ、第C節において商標が、第F節において特許及び非公開の試験データその他のデータが、第G節において意匠が規定されており、その主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

第C節 商標

商標に関し、商標として登録可能な標章の類型（第20.17条）、団体及び認証マーク（第20.18条）、同一又は類似標章の使用（第20.19条）、記述的な用語の公正な使用に関する例外（第20.20条）、周知商標（第20.21条）、審査、異議申立、取消の手續（第20.22条）、電子商標システム（第20.23条）、商品と役務の分類（第20.24条）、商標の保護期間（第20.25条）、ライセンス商標の非登録（第20.26条）、ドメイン名（第20.27条）について規定されている。

第F節 特許及び非公開の試験データその他のデータ

特許一般（Aサブセクション）に関し、特許を受けることができる対象（第20.36条）、猶予期間（第20.37条）、特許の取消（第20.38条）、特許により与えられる権利の例外（第20.39条）、権利者の許諾無しその他の実施（第20.40条）、補正、訂正及び答弁書（第20.41条）、出願公開（第20.42条）、公開された特許及び特許登録の関連情報（第20.43条）、審査機関の不当な遅延に対する特許の保護期間の調整（第20.44条）について規定し、農業用の化学品の関連措置（Bサブセクション）に関し、特許を受けることができる対象（第20.45条）について規定し、医薬品の関連措置（Cサブセクション）に関し、不合理な短縮に関する特許期間の調整（第20.46条）、規制当局による審査のための例外（第20.47条）、非公開の試験データ及びその他のデータの保護（第20.48条）、新しい医薬品の定義（第20.49条）、特定の医薬品販売に関する措置（第20.50条）、保護期間の変更（第20.51条）について規定されている。

第 G 節 意匠

意匠の保護（第 20.52 条）に関し、不利益とならない開示・猶予期間（第 20.53 条）、電子意匠システム（第 20.54 条）、保護期間（第 20.55 条）について規定されている。

（c）不正競争の規定

本協定の第 20 章の第 I 節において営業秘密が規定されており、その主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

第 I 節 営業秘密

営業秘密の保護（第 20.69 条）に関して、民事上保護と執行（第 20.70 条）、刑事執行（第 20.71 条）、定義（第 20.72 条）、暫定措置（第 20.73 条）、守秘義務（第 20.74 条）、民事救済（第 20.75 条）、営業秘密のライセンスと譲渡（第 20.76 条）、政府による営業秘密の公開又は使用の禁止（第 20.77 条）について規定されている。

（d）知財エンフォースメントの規定^{2 3}

本協定の第 20 章の第 J 節において権利行使がそれぞれ規定されており^{4 5}、主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

第 J 節 権利行使（執行）

知的財産権の侵害行為に対する防止または抑止を含む民事上の措置として、知的財産権に関する執行実務（Enforcement Practices with Respect to Intellectual Property Rights）（第 20.80 条）、民事上及び行政上の手続及び救済策（第 20.81 条）、暫定措置（第 20.82 条）等について規定されている。

民事上及び行政上の手続及び救済策（第 20.81 条）については、具体的には、民事手続へのアクセス（第 1 項）、差止命令（第 2 項）、損害賠償（第 3 項）、損害賠償額の決定の際の考慮要素（第 4, 5 項）、法定損害賠償又は追加的損害賠償（第 6, 7 項）、法定損害賠償の額（第 8 項）、追加的損害賠償の考慮要素（第 9 項）、訴訟費用（第 10 項）、専門

² 米国通商代表部 (United States Trade Representative : USTR) の HP 「UNITED STATES–MEXICO–CANADA TRADE FACT SHEET Modernizing NAFTA into a 21st Century Trade Agreement 」について

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/fact-sheets/modernizing>

³ 日本貿易振興機構 (JETRO) NY 知的財産部 柳澤、笠原「米国・メキシコ・カナダ協定 (旧北米自由貿易協定) における知的財産章」 (2018 年 10 月 5 日)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20181005-1.pdf

⁴ 米国通商代表部 (United States Trade Representative : USTR) の HP 「Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 05/30/19 Text」について

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>

⁵ 米国通商代表部 (United States Trade Representative : USTR) 「CHAPTER 20 INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS」 (2019 年 5 月)

https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20_Intellectual_Property_Rights.pdf

家の費用（第 11 項）、侵害品の破棄命令権限（第 12 項）、情報提出命令（第 13 項）、証拠へのアクセス拒否の場合の規定（第 14 項）、権利行使の濫用（第 15 項）、秘密保持命令違反への罰則（第 16 項）、行政手続（第 17 項）、TPM 及び RMI に関する民事措置（第 18 項）について規定されている。

知的財産権の侵害行為に対する国境措置として、国境措置に関する特別要件（第 20.84 条）が規定され、具体的には、申立による差止（第 1 項）、申立の際の証拠等の提出（第 2 項）、申立の際の担保金（第 3 項）、権利者への情報提供（第 4 項）、職権差止（第 5 項）、当局間の情報交換（第 6 項）、侵害認定の期間と行政罰（第 7 項）、侵害品の破棄命令権限（第 8 項）、費用（第 9 項）、小規模貨物（第 10 項）について規定している。

知的財産権の侵害行為に対する防止または抑止を含む刑事上の措置として、刑事手続と罰則（第 20.85 条）が規定され、具体的には、商標不正使用物品及び著作権侵害物品に対する刑事措置（第 1 項）、商標不正使用物品及び著作権侵害物品の輸出入への刑罰適用（第 2 項）、ラベル又は包装の輸入又は使用への刑事措置（第 3 項）、映画盗撮（第 4 項）、幫助（第 5 項）、罰金、刑罰の考慮要素、証拠等の差押え、侵害により得た財産の没収、侵害品の没収又は破棄、民事訴訟との連携、非親告罪（第 6 項）、財産の差押え・没収（第 7 項）について規定している。

（2）日・EU EPA⁶

（a）協定の概要⁷

日本・EU 経済連携協定（日 EU・EPA）は、2011 年 3 月に開催された第 20 回日 EU 定期首脳協議において、交渉の大枠を定めるスコーピング作業を開始することが合意され、2013 年 3 月の日 EU 首脳電話会談において、交渉の開始が決定された。2013 年 4 月の交渉開始から約 4 年をかけ計 18 回の交渉会合が開催された後、2017 年 12 月に交渉妥結、2018 年 7 月に署名され、同年 12 月に日 EU 双方の国会及び欧州議会での承認を経て、2019 年 2 月 1 日に発効に至った⁸。2019 年 11 月 28 日には、当該協定に基づき設置された知的財産に関する専門委員会の第 1 回会合が開催された⁹。

⁶ 外務省「日 EU 経済連携協定（EPA）」について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html

⁷ 一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査 国際知財制度研究会報告書（平成 30 年度）」、112 頁～（2019 年 3 月）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf

⁸ 外務省「日・EU 経済連携協定」概要

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf>

⁹ 外務省「合同議事録」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552652.pdf>

(b) 産業財産権の規定

本協定の第 14 章に知的財産章が設けられ、第 B 節において知的財産に関する基準が規定されており、商標、意匠、特許に関する主な規定の概要は以下のとおりである¹⁰。

第 14 章第 B 節 知的財産に関する基準

第 2 款 商標

商標により与えられる権利（第 14.18 条）、記述的な用語の公正な使用に関する例外（第 14.19 条）、侵害とみなす予備行為（第 14.20 条）、周知商標（第 14.21 条）について規定されている。

第 4 款 意匠

意匠（第 14.31 条）に関し、意匠の保護要件（第 1 項）、部分意匠（第 2 項）、意匠の保護についての例外（第 3 項）、他の知財との関係（第 4 項）、意匠権の範囲（第 5 項）、秘密意匠（第 6 項）、保護期間（第 7 項）について規定されている。

第 6 款 特許

特許（第 14.33 条）に関し、特許権の範囲（第 1 項）、特許の排他的権利についての例外（第 2 項）、単一の特許保護制度の重要性（第 3 項）、猶予期間、先使用权、係属中の特許出願の公開等に係る国際的な調和への協力（第 4 項）、調査及び審査の結果の相互利用（第 5 項）について規定し、特許及び公衆の健康（第 14.34 条）に関し、公衆衛生に関するドーハ宣言の重要性の確認（第 1, 2 項）、医薬品及び農業用の化学品に関する特許により与えられる保護期間の延長（第 14.35 条）について規定されている。

(c) 不正競争の規定

本協定の第 14 章に知的財産章が設けられ、第 B 節において知的財産に関する基準が規定されており、営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ及び不正競争に関する主な規定の概要は以下のとおりである。

第 7 款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

営業秘密の保護の範囲、公正な商習慣に反する行為の類型とその例外（第 14.36 条）、販売承認の手続における試験データの取扱い（第 14.37 条）について規定されている。

第 9 款 不正競争

¹⁰ 日 EU 経済連携協定（和文テキスト）「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>

不正競争（第 14.39 条）に関し、効果的な保護（第 1 項）、ccTLD ドメインネームを不誠実な意図をもって登録し、保有する場合の救済（第 2 項）、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護（第 3 項）について規定されている。

（d）知財エンフォースメントの規定

本協定第 14 章に知的財産章が設けられ、第 C 節において権利行使が規定されており^{11 12}、主な規定の概要は以下のとおりであるが、刑事措置についての規定は含まれていない（仮訳）。

第 14 章第 C 節 権利行使

第 1 款 一般規定

エンフォースメント一般について、比例原則（第 14.40 条第 2 項）、権利者の定義（第 14.41 条）等について規定されている。

第 2 款 民事上の救済に係る権利行使

知的財産侵害に対する民事上の救済手続に関し、証拠保全措置（第 14.42 条）、情報提出命令（第 14.43 条）、暫定的・予防的措置（第 14.44 条）、侵害品の破棄又は処分命令権限（第 14.45 条）、差止命令（第 14.46 条）、損害賠償（第 14.47 条）、訴訟費用（第 14.48 条）、権利者等の推定（第 14.49 条）について規定されている。

第 3 款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の救済及び手続（第 14.50 条）に関し、民事上の救済（第 1 項）、秘密保持命令（第 2 項）、差止命令、損害賠償、訴訟手続で開示された秘密の保持、秘密保持命令違反への罰則（第 3 項）、民事上の救済適用の例外（第 4 項）について規定されている。

第 4 款 国境措置に係る権利行使

国境措置に係る権利行使（第 14.51 条）に関し、税関における知的財産侵害物品の差止申立制度（第 1 項）、申立の電子申請システム（第 2 項）、申立の受理期間（第 3 項）、複数貨物に対する申立（第 4 項）、職権差止（第 5 項）、権利者への情報提供（第 7 項）、侵害品の破棄命令権限（第 8 項）、費用（第 9 項）、消尽及び小規模貨物（第 10 項）、税

¹¹ 日 EU 経済連携協定（英文テキスト）「AGREEMENT BETWEEN THE EUROPEAN UNION AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP」

<https://www.mofa.go.jp/files/000382106.pdf>

¹² 日 EU 経済連携協定（和文テキスト）「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>

関当局間の協力（第 12 項）等について規定する。なお、第 14.51 条第 5 項において「各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する」旨規定されているが、注において「この 5 の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる」と記載され刑事上の措置が可能となっている。

（3）EU・メルコスール協定

（a）協定の概要

EU とメルコスール構成 4 ヶ国政府（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）との間の通商協定の交渉は 1999 年 6 月 28 日から始められている。20 年間の交渉の末、2019 年 6 月 28 日に、通商協定の内容の大筋に関して、政治合意に達したことを発表され、リーガルスクラブ前の協定テキストなども公表されている。なお、現時点においても、同協定については署名されておらず、発効までには時間を要するとみられる。

本協定は、物品貿易に関するものだけでなく、サービス貿易、貿易の技術的障壁 (TBT)、衛生植物検疫 (SPS)、政府調達、競争政策、知的財産、政府系企業に関する規律など 20 程度の章から構成される包括的なものである。

今後、日本とメルコスールとの間の経済連携協定を検討する際に、この EU とメルコスールとの間の通商協定はベンチマークとして重要である¹³。

（b）産業財産権の規定

本協定の知的財産章のサブセクション 2 において商標、サブセクション 3 においてデザイン、サブセクション 5 において特許がそれぞれ規定されており、その主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

サブセクション 2 商標

商標登録の品目に関するニース協定やマドリッド協定への遵守（第 X.21）、登録手続（第 X.22 条）、商標によって付与される権利（第 X.23 条）、周知商標（第 X.24 条）、悪意による商標登録の無効（第 X.25 条）、商標により付与される権利の例外（第 X.26 条）について規定されている。

サブセクション 3 デザイン

¹³ 日本貿易振興機構（JETRO）の HP 「完成車は、発効 8 年目から急速に関税引き下げ EU メルコスール通商協定を丸裸にする（1）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/63125f259586f365.html>

ハーグ協定への遵守（第 X.27 条）、登録されたデザインの保護（第 X.28 条）、保護期間（第 X.29 条）、未登録デザインに与える保護（第 X.30 条）、意匠保護の例外と除外（第 X.31 条）、著作権との関係（第 X.32 条）について規定されている。

サブセクション 5 特許

特許協力条約の着実な履行に関する最大限の努力義務（第 X.40 条）について規定されている。

(c) 不正競争の規定

本協定の知的財産章のサブセクション 7 において、未公開情報の保護が規定されており、その主な規定の概要は以下のとおりである（仮訳）。

サブセクション 7 未公開情報の保護

営業秘密の保護範囲（第 X.42 条）、民事訴訟手続及び営業秘密の救済（第 X.43 条）について規定されている。

(d) 知財エンフォースメントの規定

本協定の知的財産章¹⁴の第 C 節において、知的財産権の権利行使が規定されており、その主な規定の概要は以下のとおりであり、刑事措置については規定が設けられていない（仮訳）。

第 1 サブセクション 民事及び行政の執行

一般的な義務（第 X.44 条）、当事者（第 X.45 条）、証拠（第 X.46 条）、情報の権利（第 X.47 条）、暫定的及び予防的措置（第 X.48 条）、救済（第 X.49 条）、差止命令（第 X.50 条）、代替手段（第 X.51 条）、損害賠償（第 X.52 条）、訴訟費用（第 X.53 条）、司法判断の公表（第 X.54 条）、権利者推定（第 X.55 条）、公衆への啓発（第 X.56 条）について規定されている。

第 2 サブセクション 税関での執行

GATT の第 5 条、TRIPS 協定のパート III の 41 条及び第 4 章に基づく義務との整合性（第 X.57 条）、国境措置（第 X.58 条）について規定され、国境措置については、具体的には、申立による差止（第 1 項）、通過物品への不適用（第 2 項）、電子申請システムの奨励（第 3 項）、申立受理の通知（第 4 項）、複数貨物（第 5 項）、職権差止（第 6 項）、被疑侵害品の特定へのリスク分析の利用（第 7 項）、侵害品の破棄の手続（第 8 項）、消尽と小

¹⁴ 欧州委員会の HP 「EU-Mercosur trade agreement: The Agreement in Principle and its tests」
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2048>

規模貨物（第9項）、税関当局間の協力（第10-12項）について規定されている。

（4）米中第一段階合意

（a）合意の概要

2020年1月15日、トランプ米国大統領と劉鶴・中国副首相が米国のホワイトハウスで、両国の第1段階となる経済・貿易協定に署名したことが公表されている¹⁵。

今回の合意文書¹⁶¹⁷は、序言のほか、（1）知的財産権、（2）技術移転、（3）食品・農産品貿易、（4）金融サービス、（5）マクロ経済政策・為替レートの問題と透明性、（6）貿易の拡大、（7）双方の評価と紛争解決、（8）最終条項の全8章から構成されている。

（b）産業財産権の規定

今回の合意文書の第1章に知的財産章が設けられ、第C節では医薬品関連の知的財産が、第D節では特許が、第H節では悪意の商標がそれぞれ規定され、その概要は以下のとおりである（仮訳）。

第C節 医薬品関連の知的財産

補足データの考慮（第1.10条）、特許紛争の早期解決のための効果的なメカニズム（第1.11条）等について規定されている。

医薬品特許申請に係る補足データに関する規定（第1.10条）を行い、特許紛争の早期解決のための効果的なメカニズムに関する規定（第1.11条）において、生物学的薬物を含む医薬品の販売承認の条件、特許権者または実施許諾が得られた者による紛争解決や行政手続について規定されている。

第D節 特許

医薬品許認可のための期間補償に係る特許保護期間の延長（第1.12条）等について規定されている。

医薬品販売承認の手續に係る不当な遅延を互いに埋め合わせるための特許の有効期間の延長に関する規定（第1.12条）を設け、少なくとも、中国で申請した日から4年以内、

¹⁵ 日本貿易振興機構（JETRO）のHP「米中が第1段階の経済・貿易協定に署名、中国は今後2年間で2,000億ドル以上の米国産品を購入」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/d3101194ba2e22b7.html>

¹⁶ 米国通商代表部（USTR）のHP「ECONOMIC AND TRADE AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA TEXT」

https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_and_Trade_Agreement_Between_The_United_States_and_China_Text.pdf

¹⁷ 中国政府のHP「（仮訳）米中第一段階経済・貿易協定の公布に関する公告」

http://www.gov.cn/xinwen/2020-01/16/content_5469650.htm

または申請の審査請求から3年以内のいずれか遅い方の期間内に特許権が付与されなかったことが含まれるものとして規定されている。また、中国における販売承認の手続による調整を、最大5年に制限することができ、特許の有効期間の合計は、中国での販売が承認されてから14年を超えないと定めている。

第H節 悪意の商標

悪意の商標登録に対する商標の適切かつ効果的な保護と権利執行（第1.24条）、米国における同等な待遇（第1.25条）等について規定されている。

商標保護を強化するために、特に悪意の商標申請などによる商標権の適切かつ効果的な法執行について規定（第1.24条 悪意の商標）について規定されている。

(c) 不正競争の規定

米中の第一段階の合意文書では第1章に知的財産章が設けられ、第B節では営業秘密と機密ビジネス情報が規定され、その規定の概要は以下のとおりである。

第B節 営業秘密と機密ビジネス情報

営業秘密を侵害した責任者の範囲（第1.3条）、営業秘密の侵害を構成する禁止行為の範囲（第1.4条）、民事手続における立証責任の転換（第1.5条）、営業秘密の使用を阻止するための暫定措置（第1.6条）、刑事執行を開始するための基準（第1.7条）、刑事手続及び処罰（第1.8条）、政府当局による不正な開示からの営業秘密及び機密ビジネス情報の保護（第1.9条）等について規定されている。

第1.3条では、秘密の侵害の責任者の範囲を全ての自然人、法人までにしており、「経営者」を全ての自然人、組織、法人を含むものと定義している。また、営業秘密に対する侵害行為の範囲を第1.4条において規定し、中国と米国における営業秘密の協力関係の強化に合意している。

民事訴訟における挙証責任の転換について、その適用に係る規定を第1.5条において規定されている。第1.6条では、秘密の使用を防ぐための暫定措置について、迅速にかつ効果的な暫定措置を提供するものと規定し、「緊急事態」における保全措置について規定されている。

第1.7条では、刑事執行に係る規定について、刑事捜査の前提を実際の損害により決定することや、刑事の法執行における「重大な損害」について規定されている。また、刑事訴訟と罰則について（第1.8条）故意侵害における刑事訴訟、罰則の適用について規定し、罰則について規定した。

さらに、第1.9条では、政府機関による不正開示から営業秘密と機密ビジネス情報を保護に係る規定を設けている。

(d) 知財エンフォースメントの規定

米中の第一段階の合意文書では第1章に知的財産章が設けられ、第E節では電子商取引プラットフォームにおける海賊版と模倣品が、第G節では海賊版と模倣品の生産及び輸出が、第I節において知的財産権に係るエンフォースメント（執行）及び手続がそれぞれ規定され、その概要は以下のとおりである（仮訳）。

第E節 電子商取引プラットフォームにおける海賊版と模倣品

オンライン侵害に対する取締り（第1.13条）、主な電子商取引プラットフォームにおける侵害（第1.14条）等について規定されている。

第1.13条では、インターネットにおける権利侵害について規定し、ノーティス・アンド・テイクダウンについて、権利者からノーティスを受けてから20営業日まで延長できることや、プラットフォームの免責などについて規定されている。また、主な電子商取引のプラットフォームにおける知的財産権侵害について、第1.14条において、プラットフォームにおける模倣品または海賊版の効果的な取組、抑制策、及び米中両国における対策に関する研究について規定されている。

第G節 海賊版と模倣品の生産及び輸出

医薬用途化学品の模倣品の取締り（第1.18条）、健康や安全にリスクがある模倣品の取締り（第1.19条）、模倣品の廃棄（第1.20条）、水際における執行措置（第1.21条）、実体市場における執行（第1.22条）、許諾を受けていないソフトウェアの取扱い（第1.23条）等について規定されている。

第1.18条では、偽造薬の迅速かつ効果的な執行措置を講じる必要性、具体的な措置などについて具体的に規定した。また、第1.19条で健康と安全のリスクを伴う偽造品の製造及び流通の防止について継続的かつ効果的な行動の確保を規定し、本協定の発効後3か月以内に、法執行措置の頻度を大幅に増やし、発効後4か月以内に関連する法執行措置の測定可能な影響に関する四半期データをインターネットに公開することなどが規定されている。他方、模倣品の廃棄については、第1.20条において水際対策や民事司法手続、刑事手続などについて規定されている。

さらに、第1.21条で、国境措置について本協定の発効後3か月以内に、執行措置を行った件数を増やすこと、および法執行を四半期ごとにオンラインで更新することなどが規定されている。

第1.22条では、実体市場における執行について、本協定の発効後4か月以内に、執行措置を行った事案の件数を大幅に増加すること、実体市場に対する執行措置に関する情報が四半期ごとに更新されることなどが含まれている。

ライセンスのないソフトウェアについては第1.23条で、政府機関またはその管理対象におけるインストールに関する規定、本契約の発効後7か月以内にこれに係る措置の実施に

係る規定を設けている。

第 I 節 知的財産案件の司法執行及び手続

行政執行から刑事執行への移行（第 1.26 条）、抑止目的に達するような処罰（第 1.27 条）、判決の執行（第 1.28 条）、文書の認証“領事認証”（第 1.30 条）、証人の証言（第 1.31 条）等について規定されている。

第 1.26 条では、行政法執行機関から刑事法執行機関への移行において「合理的な疑い」に係る規定を置き、その抑止における罰則（第 1.27 条）を規定し、知的財産権侵害に対する抑制可能な最高の罰則などを示している。また、判決の執行について第 1.28 条において、罰金、金銭的補償、その他の救済措置などについて保証することが規定されている。

第 1.30 条では、民事司法手続における偽証に対する処罰などに係る文書認証（「領事認証」）について規定されている。また、証人の証言について第 1.31 条において、裁判における証人の証言に対する疑問を呈する合理的な機会を与えるなど規定されている。

3. 各 RTA における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメント等の特徴

上記 4 の RTA における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメント等の規定について特徴を抽出し分析した内容を、以下に RTA ごとに示す。

(1) 米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)

本協定は TRIPS 協定の対応する規定に概ね全般的に言及し又はそれらを強化している。

具体的には、まず産業財産権に関連する規定としては、まず商標に関して保護の対象に視覚性を要求してはならないこと、音の商標の扱い、においの標章に関する努力義務、団体商標、証明商標制度を設けることなどに特徴があるが、これらは CPTPP とも共通している規定である。また意匠についても部分意匠を保護対象とすること、保護期間については「出願日または付与日または登録日から少なくとも 15 年」としていること、グレースピリオド（12 か月）を認めることなど TRIPS 以上の保護内容となっている。さらに、特許についても当局による権利付与の不合理な遅延による保護期間の補償の規定や、医薬・農薬の販売承認に係る不合理な短縮のための特許期間の延長、グレースピリオド（12 か月）を認める規定など TRIPS 以上の保護内容となっている。

また、開示されていない試験データ又はその他のデータの保護（第 20.48 条）においてデータ保護期間は、新規医薬品について販売承認の日から少なくとも 5 年間と規律されている。加えて、特定の医薬品の販売に関する措置（第 20.50 条）においてパテントリンケージが規律され、保護の期間の変更（第 20.51 条）において、特許保護期間満了によるデータ保護期間の変更禁止義務について規律していることも本協定の顕著な特徴と考えられる。

不正競争に関連して、営業秘密の保護（第 20.69 条）において営業上の秘密の不正な取

得・開示・使用の防止のための法的手段確保、民事上保護と執行（第 20.70 条）において、営業秘密の横領を防止又は是正するための措置、刑事執行（第 20.71 条）において許諾を得ない故意による営業秘密の横領に対する刑事手続・刑罰、暫定措置（第 20.73 条）において横領の防止又は証拠保全のための暫定措置、民事救済（第 20.75 条）において営業秘密の横領者に対する差止、損賠賠償請求等が、それぞれ詳細に規定されている。

また、エンフォースメントについては、国境措置について、国境措置に関連する特別な要件（第 20.83 条第 1 項～第 10 項）が規定され、特に不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入双方についての職権国境措置が規定されているという特徴を有する。また、民事上の措置に関しても損害賠償の関する詳細な規定（第 20.81 条第 3 項～第 10 項）が設けられ、法定損害賠償や追加的賠償、損害賠償額の決定にあたっての正規品価格考慮等が明確化されていると共に、権利者等の推定（第 20.79 条）が設けられ権利行使の促進・容易化に資することが期待され、侵害行為関与第三者及び流通経路特定に関する規定（第 20.81 条第 13 項）、秘密情報保護に関する司法当局命令の違反に対する制裁（第 20.81 条第 16 項）等の詳細な規定が設けられ司法当局権限強化が図られている。さらに、刑事上の措置としては、商業規模で故意により行われる商標の不正使用又は著作権若しくは関連する権利の侵害の場合に適用される刑事訴訟手続及び罰則の制定義務化（第 20.84 条第 1 項）が規定されるほか、各締約国は、商業規模での不正商標商品又は著作権侵害物品の故意による輸入又は輸出を、刑事罰の対象義務化（第 20.84 条第 2 項）、映画の著作物に関連して権利者の許諾なく視聴覚記録装置を故意に使用する者又は使用しようとする者等に対して適用される刑事手続（第 20.84 条第 4 項）が設けられ、刑事上の観点からも侵害抑止・知財保護強化に奏功することを意図していると考えられることも特徴である。

米国の RTA における知的財産戦略は、2002 年通商法にみられるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられている。米国 RTA における知的財産条項は、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していることが指摘されている¹⁸。そして米国が RTA の知的財産章において特に重視しているのは、製薬関係の知的財産（特許及びテストデータ）の保護、著作権の保護、並びに権利行使の確保であるとされている¹⁹。

上記米国 RTA の傾向を踏まえ、本協定の権利行使規定を分析すると、権利行使における救済関連指針明確化、司法当局権限強化、国境措置強化、販売承認の遅れによる特許保護期間の侵食を補償するための同期間延長及び医薬品販売承認申請で提出の試験データの排他的利用が、上記米国が RTA の知的財産章において重視している事項に対応すると考えられ、このことから米国の RTA 知的財産章に対するアプローチは本協定においても基本

¹⁸ 「2017 年版不正貿易報告書 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産」, 649～663 頁（経済産業省通商政策局編、2017 年）

https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf

¹⁹ 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005 (2008 年 3 月)

<https://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j005.pdf>

的に維持されていることが確認される。一方で、修正合意においては、バイオ医薬品に関する規定が削除されており、現在米国が交渉中であることが報道されている米英 FTA 等で、このような傾向が継続するかについては注目すべき点である。

本協定は権利行使に関する知財保護水準が最も高いものの一つであり、本協定では、国境措置、民事上の措置、刑事上の措置、試験データ、営業秘密等の広範囲に及ぶ事項が重視されていると考えられる。

(2) 日・EU EPA

本協定は TRIPS 協定の対応する規定に概ね全般的に言及し又はそれらを強化している

具体的には、産業財産権に関連する規定については、まず商標については侵害とみなす予備行為に関する規定があるほか、意匠についても部分意匠に関する規定、登録意匠を一定期間公開しないことを請求することを認める規定、保護期間を「少なくとも 20 年」としている規定など、TRIPS 以上の保護内容が盛り込まれている。また、特許についても医薬品及び農業用の化学品に関する特許保護期間の延長に関する規定が置かれているほか、それぞれの領域における単一の特許保護制度の重要性、実体的な特許法の国際的調和の促進努力、審査の結果の相互利用を促進する協力についての規定など、先進的な内容が含まれているのが大きな特徴である。

不正競争行為に対する効果的な保護としては、不正競争（第 14.39 条）においてウェブ上の ccTLD ドメイン名（.jp 及び.eu）の不正登録行為に対する救済や商標の許諾を得ない使用からの保護について規定されている。営業秘密に関する規定としては、営業秘密の保護の範囲（第 14.36 条）において営業秘密の定義が定められ、営業上の秘密の不正使用に対する権利行使（第 14.50 条）において差止、損害賠償請求、秘密保持命令違反に対する制裁等が規定され保護強化が図られている。また、新規医薬品のデータ保護期間については販売承認の日から少なくとも 6 年間となっている（第 14.37 条第 1 項）。

国境措置については、税関における知的財産侵害物品の差止申立制度、職権による水際取締り、権利者への情報提供、複数貨物に対する申立、税関当局間の協力等について規定されている。また、民事上の措置に関しても中間的な差止命令、侵害したと申し立てられた者の動産及び不動産の予防的な差押え（銀行口座及び他の財産の凍結を含む。）等の暫定的措置及び予防的措置（第 14.44 条）、著作者等の推定（第 14.49 条）等が設けられ、権利行使の促進・容易化に資することが期待される。刑事上の措置としては、独立した明示的な条項は規定されていない。

なお、権利行使節における条項ではないものの、地理的表示の保護について、地理的表示の保護に関する制度（第 14.23 条）があり、双方の産品を明記したリスト（追加・修正

可能)を設けるなど詳細に規定され²⁰、さらに保護の執行(第14.28条)において、権限のある当局が地理的表示の保護のため適当な措置をとる権限が与えられている。

EU関係のRTAにおける知的財産条項は、従来は、(主に米国のそれと比較すると)多国間協定への加盟や多国間協定上の義務の遵守等を確認する旨の規定が置かれるのが通例とされ、また、米国関係のRTAの知的財産条項が多く具体的な保護水準等の実効的な規律を定めているのに対し、EU関係のRTAには、米国型の個別の規定は原則としてみられないと指摘されている²¹。このように、従来、EUのRTA知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かったとされる²²。また、EUが域外国との関係で特に重視している知的財産制度関連の事項としては、地理的表示の保護と権利行使の確保が指摘されている。

上記EU関係RTAの従前の傾向を踏まえ、本協定の権利行使規定を分析すると、国境措置の強化(第14.51条第1項～第13項)が詳細に規定されており、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品のみならず、特許、意匠、地理的表示及び植物の新品種の育成者権まで拡大していることが確認される。また、民事上の救済に係る権利行使については、暫定措置及び予防措置(第14.44条)における中間的な差止命令の確保等が規定されていること、営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使について、民事上の手続及び救済(第14.50条)が設けられるなど、かなり具体的な保護水準等が定められていることが窺われ、従前のEU関連RTAと比較して知的財産権保護の実効確保を目的とする規定が増えており、EUのRTA戦略の方針転換が伺える。

本協定では、従来のEU関連RTAの一般的・抽象規定から具体的・詳細な規定へと傾向がシフトしている一方で、依然として、地理的表示の保護と権利行使の確保を重視している姿勢は維持されていると考えられる。また、刑事上の措置を除けば、全般的に権利行使に関する知財保護水準は高く、本協定では、国境措置、民事上の措置、試験データ、ドメイン名、営業秘密、地理的表示の保護等の広範囲に及ぶ事項が重視されていると考えられる。

(3) EU・メルコスール協定

本協定はTRIPS協定の対応する規定を概ね強化しているが、特許については特許協力条約の履行に関する規定のみが規定されている。

具体的には産業財産権に関連する規定については、まず商標については悪意の商標に関

²⁰ 日本貿易振興機構(JETRO)のHP「TPP協定と比較した場合の日EU・EPAの特徴」(2018年2月14日)について

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/02/10b9b214dcb19198.html>

²¹ 鈴木將文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005(2008年3月)

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/08j005.pdf>

²² 「2017年版不公正貿易報告書 第三部 経済連携協定・投資協定 第4章 知的財産」649～663頁(経済産業省通商政策局編、2017年)

https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf

する規定やニース協定を遵守すること及びマドリッド協定議定書の遵守に最大限努力することが規定されている。また、意匠については保護期間について TRIPS 以上の保護内容となる「少なくとも 15 年」と規定されているほか、ハーグ協定のジュネーブ改正協定を遵守するために最善を尽くす旨の規定がある。さらに、特許については、特許協力条約を遵守するために最善を尽くす旨の規定があるのみである。このように、産業財産権に関する規定については、個別の知的財産ごとの規定も若干みられるものの、(2) で述べたような多国間協定への加盟や多国間協定上の義務の遵守等を確認する旨の規定が置かれるのが通例とされる従来の EU の RTA の特色が、ここでも見て取れると言える。

不正競争行為に対する効果的な保護としては、未公開情報の保護が規定されており、営業秘密の保護の範囲や民事訴訟手続及び営業秘密の救済等について規定されている。具体的には、営業上の秘密の不正使用に対する権利行使において差止、損害賠償請求、秘密保持命令違反に対する制裁等が規定され保護強化が図られており、(2) の日・EU EPA とほぼ同内容の保護水準となっている。

知財エンフォースメント関連の規定に関しては、権利を有する申立人、証拠の保全をするための措置、情報に関する権利、暫定措置及び予防措置、是正措置、差止命令、損害賠償などに関し、詳細な規定が置かれており、(2) の日・EU EPA と同じように、従前の EU 関連 RTA と比較して知的財産権保護の実効確保を目的とする規定が増えている傾向の可能性が考えられる。

他方、国境措置については、商標、著作権、地理的表示に関する権利に限定（(2) の日・EU EPA では商標、著作権、地理的表示、特許、実用新案、意匠に関し権利侵害の疑いがある商品を対象）されていたり、通過物品に適用する義務はないとされていたりなど、関係国の現状も踏まえたと思われる規定もみられる。また、「国民の意識啓発に関連する規定が盛り込まれているのも一つの特徴といえる。

(4) 米中第一段階合意

本協定に至る背景事情は、他の RTA とはやや異質なものとして考えられる。そのため、知財章における記載ぶりも他の RTA と大きく異なる。

知的財産章は、第 1 章に設けられているが、第 A 節で一般規定を定めただけで、早速その第 B 節において米国が中国に対して最も懸念している営業秘密に関する規定が置かれている。具体的には、営業秘密の侵害の責任範囲を自然人、法人にまで広げ（第 1.3 条）、民事的な救済（第 1.5 条、第 1.6 条）や刑事上の救済（第 1.7 条、第 1.8 条）を充実化させ、政府機関による営業秘密や機密情報の開示について規定（第 1.9 条）を設け、米国の中国におけるビジネス展開において営業秘密に係るリスクを最小限に抑えるような規定を盛り込んでいるようにみえる。

その次には、第 C 節において医薬品関連の知的財産に関連して、医薬品関連の特許申請及び特許申請のために提出した未公開の実験データ（第 1.10 条）またはその他のデータに

対する有効な保護及び法の執行について（第 1.11 条）規定されている。

第 D 節では、医薬品特許の保護期間の延長について規定されており、第 1.12 条において、医薬品の販売許認可の手續における不当な遅延を埋め合わせるための特許存続期間の延長制度として、最大 5 年かつ特許の有効期間の合計は、中国での販売が承認されてから 14 年を超えないと定める規定や、審査の不合理的な遅延の補償のための存続期間の延長制度として、少なくとも中国で出願した日から 4 年または申請の審査請求から 3 年のいずれか遅い方を超える遅延について存続期間が延長可能となる規定が（第 1.12 条）を盛り込まれている。この部分の規定について、中国の改正専利法においても対応している（改正専利法 42 条 3 項）。

続けて第 E 節では、電子商取引のプラットフォームにおける海賊版と模倣品について規定しているが、両国の電子商取引の発展を目的としているとされている。そのためには、両国において可能な限り障壁を取り除き、需要者が適切なタイミングで適法のコンテンツを入手でき、適法のコンテンツが著作権として保護され、同時に電子商取引のプラットフォームに対して有効な法の執行ができ、海賊版や模倣品を減少させるためであるとされている。なお、オンライン侵害に対する取締り（第 1.13 条）や、主な電子商取引プラットフォームにおける侵害（第 1.14 条）に関する規定は、「中国は」から始まるもので、米国に関しては「確認」にとどまっている。

また、第 F 節では地理的表示について、第 G 節では海賊版と模倣品の生産及び輸出について規定されている。このうち、第 G 節では公衆衛生やパーソナルセキュリティに係る規定を設けているが、医薬用途化学品の模倣品の取締り（第 1.18 条）、健康や安全にリスクがある模倣品の取締り（第 1.19 条）、模倣品の廃棄（第 1.20 条）、水際における執行措置（第 1.21 条）、実体市場における執行（第 1.22 条）、許諾を受けていないソフトウェアの取扱い（第 1.23 条）等について規定されている。

さらに、第 H 節では米国のブランドを保護するための規定であるとされているが²³、悪意の商標登録に対する商標の適切かつ効果的な保護と権利執行（第 1.24 条）、米国における同等な待遇（第 1.25 条）等について規定されている。当該規定に関連しては、中国において 2019 年 4 月に悪意の商標に係る商標法改正²⁴を急遽行い、法改正のタイミングから米中における貿易協定を進めるための 1 つの措置としても考えられる。

知的財産案件の司法執行及び手續については第 I 節において規定されているが、行政執行から刑事執行への移行（第 1.26 条）、抑止目的に達するような処罰（第 1.27 条）、判決の執行（第 1.28 条）、文書の認証“領事認証”（第 1.30 条）、証人の証言（第 1.31 条）等について規定されている。

加えて、第 J 節では相互間の知的財産保護における協力、第 K 節では相互の国内法制における履行について規定されている。

米中第一段階合意では、中国にのみ義務を課す規定が多数含まれていること、営業秘密

²³ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO54482150W0A110C2FF1000/>

²⁴ <https://www.ccpit-patent.com.cn/ja/node/11331>

の横領に関する刑事捜査開始の前提条件として、実際の損害の発生を要件とすることを段階的に取り除くこと（第 1.7 条）、将来の侵害抑止のために、法定損害賠償額、禁固刑、罰金の下限・上限の範囲を段階的に拡大すること（第 1.27 条）、エンフォースメントの執行件数の増加させる措置をとること、同措置を評価可能なデータを四半期ごとに公表すること（第 1.19 条）等の特徴的な規定が含まれている。加えて、米中第一段階合意では、紛争解決手段として、他の RTA でみられる仲裁機関による紛争解決ではなく、二国間対話による解決を図ろうとする点も特徴的である。米中第一段階合意の内容は、多くは中国の知的財産権保護に対する米国の懸念を反映したものであるが、今後、これらの規定の中国の知的財産権保護制度への影響については注視が必要である²⁵。

4. 上記 RTA 間における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメントに関する規定の比較

上記 3. の各 RTA における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメントに関する規定について、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）と CPTPP、日・EU EPA と EU・メルコスール協定とを比較することにより、その特徴を抽出・検討した内容を以下に示す。

また、米中第一弾の合意の特徴について、中国の論文の見方の一例も含めて紹介する。

（1）米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）と CPTPP の比較

（a）産業財産権関連の規定について

① 商標について

保護の対象に関しては、視覚性を要求してはならないこと、音の商標の扱い、に
お
い
の
標
章
に
関
す
る
努
力
義
務
な
ど
両
者
は
同
一
の
内
容
に
な
っ
て
い
る。

また、団体商標、証明商標制度を設けること、地理的表示との関係についても両者
は
同
一
の
内
容
と
な
っ
て
お
り
、
保
護
期
間
に
つ
い
て
も
、
と
も
に
「
10
年
以
上
」
で
同
一
の
内
容
で
あ
る。

さらに、同一又は類似の標識の使用（権利の内容）、権利の例外、周知商標に関する
規
定
、
審
査
、
異
議
申
立
て
及
び
取
消
し
に
つ
い
て
の
手
続
に
関
す
る
規
定
、
電
子
的
な
商
標
の
シ
ス
テ
ム
、
物
品
及
び
サ
ー
ビ
ス
の
分
類
に
つ
い
て
の
規
定
、
使
用
権
に
つ
い
て
記
録
を
要
求
す
る
こ
と
が
で
き
な
い
場
合
に
つ
い
て
の
規
定
及
び
ド
メ
イン
名
の
扱
い
に
つ
い
て
も
両
者
は
同
一
の
内
容
に
な
っ
て
い
る。

このように商標については、USMCA と CPTPP は同一の内容となっている。

② 意匠について

²⁵ USTR “2020 Special 301 Report”
https://ustr.gov/sites/default/files/2020_Special_301_Report.pdf

保護の対象について、部分意匠について、USMCA では「物品の一部に具体化された意匠」を保護対象としているのに対し、CPTPP では、「物品の一部に具体化された意匠（部分意匠）」又は「適当な場合には、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠」のいずれかを保護対象としており、USMCA の方が部分意匠の保護のレベルが高いと言える。

また、保護期間について USMCA は、「出願日または付与日または登録日から少なくとも 15 年」と TRIPS 協定を上回る保護期間を規定している（TRIPS は「少なくとも 10 年」）が、CPTPP には意匠の保護期間に関する規定はない。

加えて、USMCA には、CPTPP にはないグレースピリオド（12 か月）に関する規定や電子出願システムやオンラインデータベースについて規定を設けているが、逆に、CPTPP にあるようなハーグ協定のジュネーブ改正協定への参加の重要性についての規定はない。

したがって、意匠については、USMCA の方が CPTPP より保護の水準が高いものとなっている。

③ 特許について

特許の対象（TRIPS27 条関連）については、両者とも所謂、第二医薬用途発明が保護の対象となることが規定されているが、USMCA では「既知物質の新たな用途」又は「既知物質の新たな使用プロセス」のいずれかを保護の対象とするのに対し、CPTPP では、前記に加えて「既知物質の新たな使用方法」も選択肢として含まれている。

また、12 か月のグレースピリオド、特許の取消し（TRIPS32 条関連）、権利の例外（TRIPS30 条関連）、特許権者の許諾を得ていない他の使用（TRIPS31 条関連）、補正、訂正、意見についての規定、特許出願の 18 か月公開に関する努力義務規定、公開された特許出願及び付与された特許に関する情報に関する規定及び特許を与える当局の不合理な遅延の補償のための特許期間の延長や、医薬及び農薬の販売承認に係る特許期間の延長について、両者は同じ内容である。

このように特許については、両者はほぼ同一の内容になっている。

（b）営業秘密関連の規定について

営業秘密については、CPTPP では「権利行使」の節の一部になっているが、USMCA では「権利行使」とは別個のセクションに規定されているおり、営業秘密の定義については、CPTPP が「少なくとも TRIPS 第 39 条 2 に規定する開示されていない情報を含む」と規定しているのに対し、USMCA では、第 20.73 条において具体的に定義し、TRIPS 協定に規定の営業秘密の要件の 1 つである「秘密であることにより商業的価値があること。」については、「秘密であることにより現実に又は潜在的に商業的価値があること。」と規定している、TRIPS 協定における要件を広義に解釈した内容を明確に規定している。

その他の具体的な規定については、CPTPPには、「営業秘密について、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者（国有企業を含む。）が開示し、取得し、又は使用することを防止するための法的手段を有することを確保する。」ことに加えて、刑事措置に関する規定のみが置かれているのに対し、USMCAでは、これらの規定に加え、民事保護と執行、（民事司法手続に関連した）暫定措置や守秘義務、（差止、損害賠償請求等）民事救済に関する規定、使用許諾と譲渡に関する規定（いかなる締約国も、過度又は差別的な条件又はその価値を希釈化する条件を課すことで、営業秘密の自発的なライセンスを阻止又は妨害することを禁止してはならない。）、公務員による公務の範囲外における無許可の営業秘密の開示または使用の禁止などの規定が置かれている。

このように、営業秘密については、CPTPPに比べて、USMCAでは極めて広範な規定が置かれている。

なお、開示されていない試験データその他のデータの関連では、CPTPPにおいては新規の農業用の化学品に関しては10年以上、新規の医薬品に関しては5年以上、生物製剤に関しては原則8年以上のデータ保護期間が規定されており、USMCAにおいても前2者については同様の規定が置かれているが、生物製剤については規定が設けられていない。

（c）知財エンフォースメントに関する規定について

一般的義務、（権利者等の）推定、知的財産権に関する権利行使の実務、民事上及び行政上の手続及び救済措置、暫定措置、国境措置に関する特別の要件、刑事上の手続及び刑罰に関し、概ね同一内容の規定が置かれている。

一方、USMCAにおいては、民事措置について、当事者が証拠へのアクセスを拒否した場合に、既に示された証拠から当該証拠へのアクセス拒否が不利に働く方向で決定する権利を司法当局が有すること、国境措置について、自由貿易地域（FTZ）や保税倉庫への搬入等にも職権差止が及ぶこと、刑事措置について、映画盗撮についてより詳細に規定している点で、CPTPPを上回る規定が存在する。

（2）日・EU EPA と EU・メルコスール協定の比較

（a）産業財産権関連の規定について

① 商標について

日・EU EPAには、ラベル及び包装について、登録された商標に係る物品又はサービスと同一又は類似の物品又はサービスについて当該登録された商標と同一又は類似の標識を商業上使用し、又は使用させることを目的として、製造・輸入、提示することを、侵害とみなす予備行為とみなす規定があるが、EU・メルコスール協定にはそのような規定がない。また、権利の例外規定については、日・EU EPAが記述上の用語の公正な使用のような限定的な例外を定めているのに対し、EU・メルコスール協定は

自己の名前の使用、品質、意図された目的など、例外になり得る対象をより詳しく規定している。

一方、周知商標については、日・EU EPA が WIPO の一般総会で採択された共同勧告の重要性の確認することを規定しているのに対し、EU・メルコスール協定では、同共同勧告の原則を考慮しなければならないことを規定しており、EU・メルコスール協定には、悪意による商標登録出願の取消しについての規定が設けられているものの、日 EU EPA には、このような規定は存在しない。

このように、規定によって日・EU EPA の方が、保護水準が高いものもあれば、EU・メルコスール協定の方が、保護水準が高いものもあるが、これらは、締約国における国内事情によるルール化の必要性や、国内法制の違いによるもの考えられる。

② 意匠について

EU・メルコスール協定については、ハーグ協定のジュネーブ改正協定を遵守するために最善を尽くす旨の規定があるが、日・EU EPA にはない。また、意匠権の排他的範囲については、日・EU EPA が、製造、販売、輸入又は輸出と規定するのに対し、EU・メルコスール協定では、製造、販売の申出、販売、上市、輸入、輸出又は保管と規定し、EU・メルコスール協定の方が、広範な排他的権利の範囲を認めている。

一方、日・EU EPA には部分意匠についての規定や、出願人が意匠を一定期間公開しないことを請求できる規定が存在するが、これらについては、EU・メルコスール協定には存在しない（未登録意匠については、EU・メルコスール協定では任意規定として規定されている）。

また、未登録意匠に係る規定について、日・EU EPA では義務規定として規定されるのに対し、EU・メルコスール協定では任意規定である点及び、意匠の保護期間については、日・EU EPA が少なくとも 20 年とするのに対し、EU・メルコスール協定では少なくとも 15 年とされている点で、日・EU EPA の方が高い保護水準を定めている。

権利の例外については、両者ともに同様の規定があるが、EU・メルコスール協定には技術的または機能的な考慮による意匠には及ばない旨が明確に規定されている。

このように意匠についても、商標と同様規定によって日・EU EPA の方が、保護水準が高いものもあれば、EU・メルコスール協定の方が、保護水準が高いものもある。

③ 特許について

EU・メルコスール協定においては、特許協力条約を遵守するために最善を尽くす旨の規定があるのみである。

これに対し、日・EU EPA においては、権利の内容、権利の例外について TRIPS 同様の規定があるほか、それぞれの領域における単一の特許保護制度の重要性、実体的な特許法の国際的調和の促進努力調査及び審査の結果の相互利用を促進する協力について規定されている。

さらに、ドーハ宣言に関連する規定及び医薬品及び農業用の化学品に関する特許保護期間の延長に関する規定も置かれている。

このように、EU・メルコスール協定においては、特許について極めて簡素な条文のみが規定されており、EUが締結する他のFTAと比較しても異例である。この点は、メルコスール側の国内事情により、特許に関する規律化にセンシティブティがあるものと推測される。

(b) 営業秘密に関する規定について

日・EU EPA においては、「第B節 知的財産に関する基準」の「第7款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ」に、「営業秘密の保護の範囲」に関する規定が置かれているとともに、「第C節 権利行使」の「第3款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使」に「民事上の手続及び救済」に関する規定が置かれている。

これに対し、EU・メルコスール協定ではともに「セクションB 知的財産権に関する基準」の「サブセクション7 開示されていない情報の保護」に規定が置かれている。

ただし、規定自体は、営業秘密の保護の範囲、公正な商慣行に反する類型、民事上の救済及び手続に関する差止命令、損害賠償、秘密保持命令等、両者でほぼ同一の内容である。

(公正な商慣習に反する類型の一部について、日・EU EPA では「図利加害目的」に限定している点に相違がある)

なお、開示されていない試験データその他のデータの関連では、日・EU EPA においては新規の医薬品に関して6年以上、新規の農業用の化学品に関しては10年以上のデータ保護期間が規定されているが、EU・メルコスール協定においてはそのような規定は設けられていない。

(c) 知財エンフォースメントに関する規定について

一般規定において、日・EU EPA が諮問機関の設置の奨励や当局による共同行動などの努力義務まで規定しているのに対し、EU・メルコスール協定では、日・EU EPA にはない「一般的な法の執行及び国内法によるものとは異なる司法制度を導入する義務を生じさせない」という旨の規定が置かれている。

具体的な規定については、権利を有する申立人、証拠を保全するための措置、情報に関する権利、暫定措置及び予防措置、是正措置、差止命令、損害賠償などに関する規定は概ね両者で同様の内容であるが、EU・メルコスール協定には、日・EU EPA にはない「(是正措置や差止命令の) 代替手段」「司法判断の公表」「(知財保護にかかる) 意識啓発」などの規定が設けられている。

他方、国境措置については、日・EU EPA が商標、著作権、地理的表示、特許、実用新案、意匠に関し権利侵害の疑いがある商品を対象としているのに対し、EU・メルコスール協定では、商標、著作権、地理的表示に関する権利に限定されており、またEU・メルコス

ール協定では、通過物品に適用する義務はないとされている。加えて、電子的なシステムの設置や職権による措置の権限も日・EU EPA においては義務、EU・メルコスール協定では任意という位置づけである。

このように EU・メルコスール協定も意識啓発も含めて関係国の保護のレベルを全般的に上げることを目指した規定となっているが、一部、関係国の現状も踏まえたと思われる規定も含み、総じて日・EU EPAの方が保護のレベルが高い。

(3) 米中第一段階合意の特徴

2020年1月15日に正式に署名した「米中第一段階合意」は、2018年7月に両国の間で勃発した関税合戦以降初めて、貿易拡大や市場の開放などについて取りまとめられたものである。しかし米国の高官が「中国が合意内容を守らなければ、制裁関税を再発動する」と明言しているとされ、関税合戦の再発動と隣り合わせであるとされている²⁶。

また、中国が内需の縮小により合意内容を実現できるか見通しにくく、中国が合意内容の実現のために「管理貿易」で米国からの輸入を優先すると、日本を含む他の貿易相手国のシェアを抑える必要性が出てくる点が指摘されている²⁷。さらに、規制緩和や規制緩和策も新味がなく、例えば、争点だった知財問題も、中国は2020年1月に技術移転の強要を禁止する新法（外商投資法）を施行しており、既存の施策の焼き直しが目立つとされている²⁸。

この米中第一段階合意は、外見上は二国間主義（bilateralism）を取っているように見えるが、米国型の「ミニラテラリズム（minilateralism）として位置づけられるという見方もある²⁹。Fulvio Attinàによれば³⁰、マルチラテラリズムの定義からみるとマルチラテラリズムは、普遍性の原則、非差別的原則及び国家が平等に参加する集団的なメカニズムで構築されており、国家間において政治的な文明へと向けた重要な一歩であることに対して、ミニラテラリズムは定義が明確でなく、マルチラテラリズムとは参加主体とそれにより生じる差別的効果という二つの側面において区別される。ミニラテラリズムの特徴としては、現行マルチ貿易制度に対する補足であり、特定のメンバーに限られ、協議の達成により他の国の参入を排除する可能性があり、排他性を有し、非対等性が存在する。また、Robyn Eckersleyによれば³¹、マルチラテラリズムは包容性（inclusivity）を有し、ミニラテラリズムは排他性（exclusivity）を有するもので、ミニラテラリズムは国際交渉を推し進める側面においては有益であるが、その手続きは不公平であると指摘されている。

²⁶ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO54444220W0A110C2000000/>

²⁷ 同上

²⁸ 同上

²⁹ 瀋偉・徐馳「反グローバル化の背景における米国式の“ミニラテラリズム”の手掛かりと形成—「中米貿易協定」（第一段階）の変化の背景を理解する」海峽法学、総第85期39頁（2020）

³⁰ Fulvio Attinà, Multilateralism and the Emergence of 'Minilateralism' in EU Peace Operations, Romanian Journal of European Affairs, Vol.8, No.2, 2008, 5-6 頁

³¹ Robyn Eckersley, Moving Forward in the Climate Negotiations: Multilateralism or Minilateralism?, Global Environmental Politics, 2012, 1-4 頁

米中第一段階合意をミニラテラリズムと位置づける見方においては、その理由としては、米国という参加主体が日欧との間で発表したゼロ関税の声明や、新米韓 FTA、USMCA 及び今回の米中第一段階合意を含めて、多数のバイラテラリズムを進めることにより、地域的なあるいは少数国間での自由貿易の秩序を構築し、米国型の「ミニラテラリズム」を構築していることが挙げられている³²。これらの特徴としては、米国が主導し、マルチラテラリズムの一部のメンバーが参加する形で、現行のマルチラテラリズムでは合意に至らない特定の問題に対して、マルチラテラリズムの枠組みから外れてこれらの問題点の解決を図るところにあるといえる。

一方、知的財産については、TRIPS 協定第 4 条（最恵国待遇）により、米中第一段階合意により高められた知財の保護水準については、我が国を含め第三国にも均霑されるところ、同合意の我が国への影響についても、ポジティブな面があると言える。

また、知的財産に係る第 1 章の規定では、中国における知的財産の保護と執行を強化し、高水準の規定により米企業の公平な競争環境と米国の競争力を確保するために以下のような規定が定められている。

米国は中国に対して、製品の販売やサービスにおける営業秘密の流用について直接の当事者を超えて民事賠償の範囲を拡大するよう要求し、これによって営業秘密の保有者は元従業員やインターネット上のハッカーを含むあらゆる個人や法人に対し訴訟を提起でき、未公開情報、営業秘密、企業の機密情報が中央政府や地方政府に提示された際、当局者や第三者による許可や権限のない情報開示を禁じるよう求めるが、米国はこれについて確認

³² 前掲脚注 29

するにとどめている（第1章第B節）^{33 34 35 36}。

また、米国は中国に対して、製薬特許紛争の早期解決メカニズムを立ち上げるよう求めているが、特許の実効期間を侵害するような不合理な承認の遅れなどへの補償として、特許期間を延長するよう求めているが、米国はこれらについて「確認する」にとどまる（第1章第C節）。

さらに、米国ブランドの保護の改善（第1章第H節）、悪意のある商標登録を無効にしたり、そのような商標の登録を求める出願を拒絶したりするような対策を中国に対して求め、海賊品や偽造品問題に対処するため、オンライン環境での侵害に対し、効果的で迅速な行動を中国に対して義務付ける（第1章第I節）規定が目立ち、電子商取引プラットフォームへの効果的な行動、偽造医薬品や関連製品への効果的な執行措置、国内や輸出される海賊品や偽造品への執行措置の劇的な増加を米国は中国に対して義務付けている（第1章第E節）（技術移転に係る第2章の規定においても米国の中国に対する一方的な義務付けの規定が目立つ）。また、第G節における段階的に改善を促すような規定、統計データの公表（第1.18条、第1.19条）などはUSMCA、TPP、日EUで見られない規定であり、中国が、一方的に課されたこれらの義務をどのように履行していくのかについては、注視が必要である。

加えて、知的財産章以外の規定における特徴として、第7章では仲裁機関などの第三者

³³ 中国のみに義務を課す内容となっており、米国に対する追加的な制約がないことが見てとれる。この背景について、論文（後掲34, 35）には以下の点が挙げられている。

・米中における営業秘密の保護を巡る議論の背景には、根本的な問題点として、強制技術移転（Forced technology transfer）の問題が存在。

・強制技術移転は一種の非公式な政府慣行であり、外国からの投資者に対して技術移転を市場参入又は投資の条件とするもの。2018年のUSTRによる報告書においても、強制技術移転が米国の利益を害している旨指摘がなされている。

・米国は、中国における具体的な問題点として、①強制的な合資企業設立に関する規定において外国企業による所有割合を制限し、外国企業の中国合資パートナー企業への事実上の技術移転を促していること、②政府による許認可を得る手続において、外国企業に対し本来であれば開示不要な機密情報の開示を強要している。

また、中国における営業秘密保護の状況についての米国の見解は、2020年のUSTR Special 301 report（後掲36）からも読み取ることができる。例えば、2019年4月の中国における反不正競争法及び行政許可法の改正においては、営業秘密の定義、侵害行為及び侵害行為の主体の範囲、立証責任の転換、及び行政機関の職員等による営業秘密及び商業上の機密情報の許諾のない開示等含め、営業秘密の制度に関する内容も含まれてはいるものの、①保護範囲に隔たりがあり、実施上の懸念があること、②2019年1月に施行された知財紛争における「行為保全」の司法解釈について、タイムリーな仮差止命令が実現できるかは不明確であることが指摘されている。加えて、中国として、これらの問題に対処するだけでなく、営業秘密に関する司法判断における一貫性を改善するため、司法解釈や指導を行う必要があり、また、法改正によって、政府等に提出された営業秘密等の許諾を得ない開示を防止し、刑事措置に対する障害を解決するような手続上のセーフガードを提供すべき旨も言及されている。

この点、同Special 301 reportでは、米中第一段階合意において、政府職員または第三者の専門家またはアドバイザーが、政府に提出された非開示情報、企業秘密、または商業上の機密情報の不正開示に関与することを禁止することを中国に対して要求しており、米国が米中第一段階合意で中国に課した義務の履行について、注意深く監視する旨の言及がされている。

³⁴ Lee, J.-A. (2020). Shifting IP Battlegrounds in the U.S.-China Trade War. *The Columbia Journal of Law & The Arts*, 43(2), 147-195

³⁵ Lee, Jyh-An, Forced Technology Transfer in the Case of China (August 28, 2020). *Boston University Journal of Science & Technology Law*, Vol. 26, No. 2, 2020

³⁶ https://ustr.gov/sites/default/files/2020_Special_301_Report.pdf

を介入させることなく二国間で紛争解決を図ることを規定しているが、その第 7.6 条において、双方が WTO とその他の協定における権利義務を保留している。

5. まとめ

上記のとおり、調査対象の 4 の RTA について、各 RTA の産業財産権、不正競争と知財エンフォースメント等の概要・特徴・さらには、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) と CPTPP、日・EU EPA と EU メルコスール協定の比較について公開情報調査結果に基づいて検討し分析を行った。昨年度の本研究会の報告書においては、RTA 知財章については、総じて、RTA 毎に多様で異なった規律で構成されており、同じ当事国に関する RTA においてさえ、必ずしも類似性・共通性が高い規定ばかりではないことが確認されている中において、RTA に対する重視する項目が比較的明瞭に推定されるのが、米国及び欧州関連 RTA であると報告されているが、今回の米国及び欧州関連の RTA の比較においてもこの点は再確認された。これらは自国産業において伝統的に競争優位性が高いとされる領域に密接に関係する知的財産権の保護強化・執行規定の実効性確保 (例示として、米国のテストデータの保護等) にそれぞれ確固とした指針があるものと想定され、それを基軸とした価値判断が交渉過程でも指導的な役割を果たし、「TRIPS プラス」条項として最終テキストにおいて明文化されるに至ったと推察される。「TRIPS プラス」条項は、1995 年の TRIPS 協定発効以後、WTO 加盟国にとっていわゆるバイ又はプルの RTA を締結することの重要な意義の一つと理解されるどころ、「TRIPS プラス」条項については問題点ないし留意すべき事項 (①差別的待遇の可能性、②必要以上の「譲歩」の可能性、③国際的調和を阻害する可能性) も指摘されている^{37 38}。

他方、今回の比較分析においては、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) と CPTPP の比較では意匠を除けば、ほぼ同一の内容が規定されているのに対し、日・EU EPA と EU メルコスール協定の比較においては、営業秘密についてはほぼ同一内容であるものの、意匠や特許については内容がかなり異なり、前者の方が保護のレベルがかなり高い。エンフォースメントについても相当程度、規定内容は共通であるが、一部の項目においては後者では保護のレベルを落としていることと合わせ、関係国の現状も踏まえた規定となっていることがうかがわれる。

このような状況を踏まえ、我が国としては、我が国が当事国ではない他国の RTA の知的

³⁷ 鈴木将文「地域貿易協定(RTAs)における知的財産条項の評価と展望」RIETI Discussion Paper Series 08-J-005 (2008 年 3 月)

<https://www.rieti.go.jp/publications/dp/08j005.pdf>

³⁸ 鈴木将文「地域経済統合と知的財産制度—『TRIPS プラス』条項の検討を中心に—」中山信弘先生還暦記念『知的財産法の理論と現代的課題』539 頁 (弘文堂、2005) によれば、「TRIPS プラス」条項の問題点ないし留意すべき事項として 1 差別的待遇の可能性、2 必要以上の「譲歩」の可能性、3 国際的調和を阻害する可能性、の 3 点を指摘している。当該 3 点は、10 数年を経た現在の状況に照らしても解決するどころか、近年締結・発効されている (知的財産章を設けている) RTA 数の増加に鑑みて、検討課題として一層の重要性を増しており、当該 3 点を含め「TRIPS プラス」条項の国際知的財産制度に及ぼす影響の調査研究、提言を行うことは依然として検討に値すると考えられる。

財産条項についても可能な限り対象を広げ適時に監視・情報収集を行いつつ、「TRIPS プラス」条項を設けた場合に潜在的に孕む問題の可能性に十分に留意するとともに、関係国の現状も適宜、踏まえたうえで、RTA における知的財産条項に関する対応を適切に決定していくことが望まれる。

以上